

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年7月2日（木）14時15分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
澁谷企画調査官、松井安全審査官、伊藤係長、高木技術参与  
審査グループ 地震・津波審査部門  
江崎企画調査官、岸野主任安全審査官  
検査グループ 専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
廃棄物対策プログラム部 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当8名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - 耐震性評価について
  - 建屋の構造強度及び耐震性に関する検討結果
  - 設備の構造強度に関する検討結果
  - 設備の耐震性に関する検討結果
  - 保安体制について
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
  - 耐震性評価について
    - ✓セル・グローブボックス用排風機の電源の耐震重要度分類についても示すこと。
  - 建屋の構造強度及び耐震性に関する検討結果
    - ✓放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「分析第2棟」という。）の福島第一原子力発電所の敷地内での位置及び隣接する建屋の有無を記載すること。
    - ✓分析第2棟建屋に要求される機能を踏まえた上で、どのような許容限界を設定すべきなのか整理して示すこと。
    - ✓気密性が要求されるコンクリートセルの場所を配置図上に示すとともに、評価方法について説明すること。
    - ✓積雪時の荷重と地震時の荷重を組み合わせなくてよいとする理由を説明すること。
    - ✓地盤の評価結果について、許容応力度の算定プロセス及び富岡層の上面における評価結果も説明すること。

- ✓弾性設計用地震動  $S_d$  の  $1/2$  による建屋の共振影響の検討を省略する理由について説明すること。
- 設備の構造強度に関する検討結果
  - ✓主要配管の最高使用温度を  $60^{\circ}\text{C}$  としている理由を説明すること。
- 設備の耐震性に関する検討結果
  - ✓アンカの定着部に関するコンクリート部の評価について説明すること。
- 保安体制について
  - ✓保安管理を実施するに当たっての東京電力と日本原子力研究開発機構それぞれの役割と関係性、実際の統括管理体制・意思決定プロセス等について、基本となる考え方を示すこと。

## 6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(耐震性評価について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(建屋の構造強度及び耐震性に関する検討結果)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(設備の構造強度に関する検討結果)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(設備の耐震性に関する検討結果)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(保安体制について)